

中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) の概要 Western and Central Pacific Fisheries Commission

1 設立条約

西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約

* 条約発効：2004年6月19日

* 日本加入：2005年7月08日

事務局所在地：ポンペイ（ミクロネシア）

2 加盟国・地域等

24カ国＋EU、台湾

日本、米国、中国、韓国、豪州、サモア、フィジー、マーシャル諸島、パプアニューギニア、ミクロネシア連邦、キリバス、ソロモン、ナウル、クック諸島、トンガ、ニウエ、ニュージーランド、ツバル、フィリピン、フランス、バヌアツ、カナダ、パラオ、インドネシア、EU、台湾

3 目的

中西部太平洋における高度回遊性魚類（マグロ、カツオ、カジキ類）の長期的な保存及び持続的な利用の確保

4 条約水域・適用種

(1) 条約水域

北半球は西経150度以西の太平洋水域（我が国周辺水域を含む。）

南半球は西経130度以西、東経141度以東、南緯60度以北の太平洋水域

(2) 適用魚種

マグロ、カツオ、カジキ類などの高度回遊性魚類

